



年発 0810 第1号
平成24年8月10日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

「厚生年金基金における最低責任準備金調整加算額及び控除額の算定について」の
一部改正について

「厚生年金基金における最低責任準備金調整加算額及び控除額の算定について」の
一部を下記のとおり改正したので、貴管下の厚生年金基金の指導について、遺憾のな
いよう配慮されたい。

記

「厚生年金基金における最低責任準備金調整加算額及び控除額の算定について（平
成21年8月6日年発0806第1号）」の一部を次のように改正する。
別表に次を加える。

平成二十三年	四月から十二月	年二・一七パーセント
平成二十四年	一月から三月	

厚生年金基金における最低責任準備金調整加算額及び控除額の算定について(平成21年8月6日年発0806第1号)新旧対照表

新			旧		
(略)			(略)		
(別表)			(別表)		
平成十一年	十月から十二月	年三・六二パーセント	平成十一年	十月から十二月	年三・六二パーセント
平成十二年	一月から三月		平成十二年	一月から三月	
	四月から十二月	年三・二二パーセント		四月から十二月	年三・二二パーセント
平成十三年	一月から三月		平成十三年	一月から三月	
	四月から十二月	年一・九九パーセント		四月から十二月	年一・九九パーセント
平成十四年	一月から三月		平成十四年	一月から三月	
	四月から十二月	年〇・二一パーセント		四月から十二月	年〇・二一パーセント
平成十五年	一月から三月		平成十五年	一月から三月	
	四月から十二月	年四・九一パーセント		四月から十二月	年四・九一パーセント
平成十六年	一月から三月		平成十六年	一月から三月	
	四月から十二月	年二・七三パーセント		四月から十二月	年二・七三パーセント
平成十七年	一月から三月		平成十七年	一月から三月	
	四月から十二月	年六・八二パーセント		四月から十二月	年六・八二パーセント
平成十八年	一月から三月		平成十八年	一月から三月	
	四月から十二月	年三・一〇パーセント		四月から十二月	年三・一〇パーセント
平成十九年	一月から三月		平成十九年	一月から三月	
	四月から十二月	年マイナス三・五四パーセント		四月から十二月	年マイナス三・五四パーセント
平成二十年	一月から三月		平成二十年	一月から三月	
	四月から十二月	年マイナス六・八三パーセント		四月から十二月	年マイナス六・八三パーセント
平成二十一年	一月から三月		平成二十一年	一月から三月	
	四月から十二月	年七・五四パーセント		四月から十二月	年七・五四パーセント
平成二十二年	一月から三月		平成二十二年	一月から三月	
	四月から十二月	年マイナス〇・二六パーセント		四月から十二月	年マイナス〇・二六パーセント
平成二十三年	一月から三月		平成二十三年	一月から三月	
	四月から十二月	年二・一七パーセント		四月から十二月	年二・一七パーセント
平成二十四年	一月から三月			一月から三月	